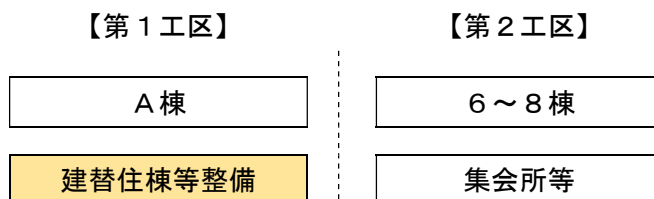


添付資料03 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

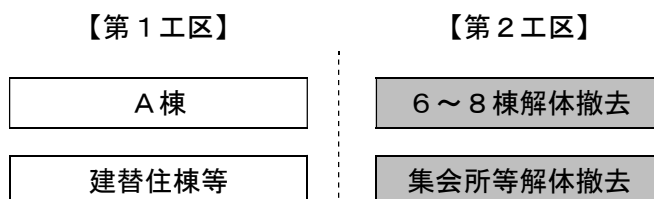
1 第1期 建替住棟及び建替集会所の整備

第1工区にて建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。



2 第2期 既存住棟等の解体撤去

既存住棟（6号棟～8号棟）の入居者の建替住棟への移転（本事業範囲外）完了後、これらの住棟及び集会所等の解体撤去を行う。



3 分筆と活用用地の所有権移転

第2工区の既存住棟等の解体撤去完了後、敷地確定測量（境界杭等の設置を含む）を行い、県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行う。分筆登記後、活用用地については、県から用地活用業務に当たる企業へ所有権移転・登記（県：登記手続、用地活用業務に当たる企業：証紙負担）を行う。

